

本ガイドラインは、別途定める「学生優秀講演賞実施要綱」を補足して、本賞の選考および授賞その他の運用について記述したものである。

#### 1. 審査対象

審査対象は博士課程前期までの学生(会員)で、著者は単名とする。応募は1人1件とする。

#### 2. 審査方法

(1) 講演時間：発表10分、質疑5分とする。

(2) 審査基準：論文審査2項目各10点、発表審査3項目各10点、合計50点満点とする。

細部については以下のとおり。

研究に独創性・創意工夫がみられるか。(論文審査、10点満点)

内容が正確で分かりやすく、分量や図表の使い方が適切か。(論文審査、10点満点)

主張点を中心に研究内容を明確に聴衆に伝えられたか。(発表審査、10点満点)

発表資料は適切で分かりやすく、聴衆の関心を引きつけていたか。(発表審査、10点満点)

質問者の意図を把握し、適切に回答できていたか。(発表審査、10点満点)

発表時間をオーバーした場合は、1項について減点する場合がある。

(3) 各項目の採点基準：以下を目安として採点する。

かなり劣る1点、劣る3点、標準的5点、優れる7点、かなり優れる9点

(4) 選考委員会

受賞者は選考委員からなる選考委員会によって決定する。

選考委員は委員長を含め計5名とし、所属と専門が片寄らないように考慮して人選する。

委員長は選考全般に対し、その責任を負うものとする。

(5) 受賞者の選考

受賞者は選考委員による評点合計の高いものから、全発表件数の1～2割程度とする。

ただし評点によらずアイデアに優れた研究、インパクトのある研究などを受賞の対象と

できる。この場合は選考委員の意見を聞いた上で、選考委員会の総意で決定する。

選考委員には事前に対象論文を送付して事前審査をお願いする。

#### 3. 表彰

受賞者に賞状と副賞の贈与をもって行う。

#### 4. 審査結果の通知

希望する学生については、審査結果を通知する。

通知内容は評点合計とそのランク(A,B,C,D:A上位20%まで、B上位40%まで、C上位60%まで、Dはそれ以下)及び各審査項目の評点と平均点とする。

以上